表一七の項を次のように改める。

一七	削除

十二　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

十三　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八五の項を次のように改める。

八五	削除

第一項の表八七の項を次のように改める。

八七	削除

第一項の表九三の項を次のように改める。

九三	削除

十四　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項及び五の項を次のように改める。

四	削除
五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表二五の項中「電力供給用」を「電気供給業務用」に改める。

十五　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四五の項を次のように改める。

四五	削除

十六　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇の項及び三一の項を削る。

第二項の表三の項から五の項までを次のように改める。

三	削除
四	削除
五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一六の項中「電力供給用」を「電気供給業務用」に改める。

十七　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

第一項の表七一の項を次のように改める。

七一	削除

第一項の表九〇の項から九三の項までを次のように改める。

九〇	削除
九一	削除
九二	削除
九三	削除

十八　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第一項の表五三の項を次のように改める。

五三	削除

十九　平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を削る。

二十　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三一の項を次のように改める。

一三一	削除

第一項の表一四三の項を次のように改める。

一四三	削除

第一項の表一七七の項から一八四の項までを次のように改める。

一七七	削除
一七八	削除
一七九	削除
一八〇	削除
一八一	削除
一八二	削除
一八三	削除
一八四	削除